

# 大田区職員9条の会ニュース

第113号 2016年9月9日 編集 大田区職員9条の会事務局  
大田区職員労働組合気付

## 落ち着いてよく考えよう 憲法「改正」国民投票

7月10日に行なわれた参院選の結果、衆議院に続き参議院でも改憲勢力が3分の2を超え、これから衆参両院の「憲法審査会」で改憲についての議論が始まる予定だと報道されています。「憲法審査会」での議論が進めば、安倍政権は3分の2の力で一気に憲法「改正」に突き進もうとしているとも言われています。

憲法を改正する手続きは日本国憲法第96条に定められています。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。  
憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

この国民投票については「国民投票法」によって具体的な方法が定められています。国会で「改正原案」が可決されて60日から180日以内に国民投票を行い、投票率に関わらず有効投票数の過半数が改正に賛成すれば「改正原案」が承認されることになります。

国民投票は、国民の声を直接政治の場に届ける「直接民主主義」の代表例です。しかし、最近イギリスで行われたEU離脱に関する国民投票は、センセーショナルに煽り立てた宣伝戦の中で冷静に判断できないまま投票してしまった、と結果が明らかになった後に後悔している人が多いと伝えられています。

国民投票は「私たちが直接選択することが保証されている」という側面だけを見れば優れた方法です。しかし、大量に流される情報を整理、取舍選択できないまま国民投票という直接選択に臨んでしまうと予期せぬ重大な結果につながるかもしれないということを、イギリスの国民投票は示唆しているのではないのでしょうか。

安倍首相は会見で、「憲法改正を決めるのは国会ではない。国会は、改正を発議するのにとどまる。決めるのは国民ということが、重要な点なのだと思います。」と述べています。

だからこそ私たちは、今の憲法についてどう考えるのか、「改正」案を選択するとどうなるのか？などをしっかりと考える必要があると思います。そのためには、改憲に向けた動きが始まろうとしている今から、私たち一人ひとりが様々な情報の中からしっかり選択できる力を付けていくことが大切なのではないのでしょうか。



## 強行採決から1年！ 戦争法廃止！

### 9.19国会正門前行動

日時：9月19日（月・祝）15時半～17時

場所：国会正門前

主催：戦争させない・9条壊すな！

総がかり行動実行委員会

区職労働員：国会図書館前集合



区職労働員

## 9.22 さようなら原発 さようなら戦争 大集会

日時：9月22日（木・祝）

11：00 ブース開店（けやき並木）

12：00 第1部 トーク&ライブ（野外ステージ）

報告 福島の実状と課題

13：30 第2部 トーク（野外ステージ）

呼びかけ人あいさつ

鎌田慧、澤地久枝

発言

アーサー・ピナード

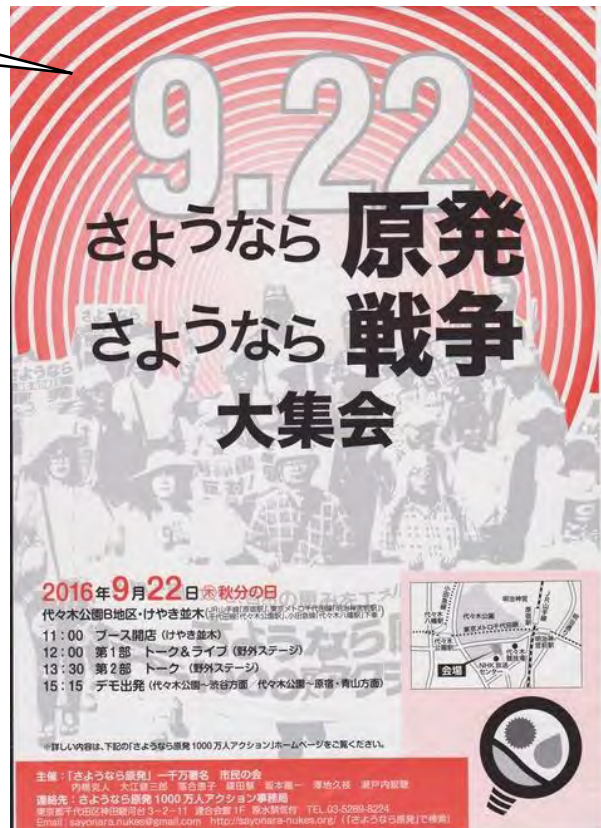
木内みどり、福島から

協力団体

15：00 デモ出発

場所：代々木公園 B 地区

主催：「さようなら原発」一千万署名 市民の会



## 原子力空母(核空母)横須賀母港化反対！集会とデモ

日時：10月1日（土）

場所：横須賀市・ヴェルニー公園

主催：神奈川平和運動センター